

所得税の確定申告と町道民税の申告はお早めに

町道民税の申告と所得税の確定申告の期間は、2月16日から3月16日までとなっていますが、給与所得者で所得税を納め過ぎになっている方は、2月16日以前でも確定申告をして源泉徴収された所得税の還付を受けることができます。申告書の提出先は最寄りの税務署です。1月17日以降であれば役場総務課税務係の窓口へ提出することもできます。例年、3月16日の申告期限が近づくと税務署や役場の相談窓口もたいへん混み合いますので、申告書は前年の「申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

また、申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」での作成や、簡単・便利な「e-Tax」のご利用をお勧めします。

平成18年末までに住宅を新築または購入して入居した方で、平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成21年3月16日までに、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

「年金差し引き」か「口座振替」を選択できます

長寿医療制度の保険料を年金差し引きで納めている方またはこれから年金差し引きになる方は、口座振替に切り替えることができます。

切り替えを希望される方は、申し出が必要です。

申し出に必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳とお届け印、申出書

申し出先

保健福祉課介護医療係

1月30日までに申し出をすると、平成21年4月分の年金からの差し引きが中止され、7月から口座振替でお支払いいただくこととなります（年間の保険料は変わりませんが、1回当たりの納付額が変わることがあります）。

申し出は、随時受付していますが、年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。

なお、これまでの国保の納付実績などにより口座振替への変更が認められないことや、口座振替に切り替えた後に滞納が続いた場合は年金差し引きに戻ることがありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

保健福祉課介護医療係 ☎ 52 - 2211 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

保険料は税金の控除の対象になります。

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料を「年金差し引き」または「本人の口座から納めている場合」は、本人の控除の対象となります。

また、本人以外の口座振替に変更した場合、口座振替によって支払った方の控除の対象となります。

平成21年3月31日で「特別慰労品」贈呈の受付が終了します

平和祈念事業特別基金では、いまだ請求されていない引揚者、恩給欠格者、戦後強制抑留者の「ご本人」に、『特別慰労品』を贈呈しています（ご遺族の方は対象とはなりません）。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。請求書などは、保健福祉センター内保健福祉課社会福祉係にあります。請求期限は平成21年3月31日までです。未請求の方は、早急に申請してください。

資格要件などの質問は、次の独立行政法人平和祈念事業特別基金まで

（請求に関する「問い合わせ」や「相談」は無料です。）

無料電話：0120 - 234 - 933（月曜日から金曜日 9時15分から17時15分 土日祝日休）